ＮＰＯ法人・愛知働くもののいのちと健康を守るセンターニュース　通巻 159 号　2007.11

愛知働くものいのちと健康を守るセンター

いのちと健康

〒456-0006　名古屋市熱田区沢下町９－３労働会館　本館306号
TEL 052-883-6966 FAX 052-883-6983 mail inoken-aichi@roren.net
URL http://homepage3.nifty.com/inoken-aichi/

ドッラグスギヤ
損害賠償請求
杉　山　裁　判

薬剤師の過労死事件に完全勝利判決

ドラッグスギヤマで勤務していた薬剤師杉山貴紀さん（当時24歳）が、致死性不整脈で死亡した件については、すでに、2004年10月18日、豊田労基署で労災認定をかちとっていました。会社を相手に起こした損害賠償裁判で両親の訴えを全面的に認め、10月５日、名古屋地裁はドラッグ・スギヤマに損害賠償を命じました。

ドラッグスギヤマは、口頭弁論法廷で、2001年当時、貴紀さんが勤務時間を出勤から休憩時間まで、記憶からつくったという微々細々にわたる書面を提出し、裁判を長引かせてきました。「そこまでやるか！」と言うほど酷いものでした。

判決では、被告の主張を一蹴し、死亡と貴紀さんの労働実態の因果関係を認定し、原告・弁護団の主張を全面的に認め、会社の責任を認定したものです。

原告・杉山正章さんからのメッセージ

金木犀の匂う今日このごろ、皆様にはお変わりなくお過ごしのことと、お喜び申し上げます。10月５日の判決では、おかげさまで、全面勝利の判決を勝ち取る事が出来ました。何とかここまでこられたのも、皆様のご支援があったからこそと本当に心から感謝しております。息子の真実が認められたことで、少しは亡き息子の無念を晴らせたのではと思っております。被告会社は即日控訴したとのことです。これからの展開はわかりませんが、妥協せず闘う所存でおります。

今後とも変わらぬご支援の程、宜しくお願い申し上げます。

呆れたドラッグ・スギヤマの控訴

全面勝利の判決を得て、原告・弁護団・支援する会は、スギヤマ薬品社長と鮎沢弁護士に対して、判決を真摯に受け止め、控訴をするなと申し入れました。その時点で、スギヤマ薬品は、既に控訴済み。控訴に呆れました。ドラッグスギヤマは、労災認定も地裁判決も真摯に受け止めるつもりはないのでしょうか。

要請に対し、被告・スギヤマ薬品は、①金員は払う、②謝罪はしない、③ホームページを閉鎖する事、④遺品は探してみる。と回答。

社長は頭を低くし対応していましたが、担当弁護士は強気の姿勢で両者に違いが見られました。

過労死の認定と会社の責任を大きく追求した判決でマスコミも大きく報道していました。

スギヤマ薬品は、早期に和解に応じよ！

判決の日

１０月５日、満席の傍聴者が見守る中、裁判長はにこやかな表情で原告勝利の判決を言い渡しました。おめでとう！の声が法廷に沸き起こりました。

主文は「被告は、原告正章に対し、４１４９万円、及びこれに対する平成17年2月19日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え」（奥さんのふじ江さんに対しても同じ内容）というものでした。

判決のポイント

①疲労の蓄積にとって最も重要な要因である労働時間に着目すると・・発症前1ヶ月間におおむね100時間を超える時間外労働が認められる場合には・・・業務と心室細動などの致死性不整脈を成因とする心臓突然死を含む心停止発症との関連性は強いと判断される

②労働基準法第32条１項所定の1週間に40時間という労働時間の規制に従って貴紀の時間外労働を算出すると・・約138時間46分となる。これに貴紀の通勤時間を考慮すると必要な睡眠時間の確保も難しく、貴紀が従事した労務はその労働時間に照らして著しく過重であり、心室細動などの致死性不整脈を成因とする心臓突然死を含む心停止発症の原因となるべきであったというべきである。

③使用者は・・・業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことのないように注意すべき義務（安全配慮義務）を負うと解される。・・・被告は貴紀の死亡について予見することが可能であったというべきである。被告は安全配慮義務に違反しており、貴紀の死亡に対して債務不履行責任を負う。

胸のすく毅然とした判決

判決報告集会後、直ちにスギヤマ薬品本社に出向き「控訴するな」と要請しました。すでに、スギヤマは即刻控訴をしていました。これほどの判決を下されて控訴審で何を争おうとしているのでしょうか。この態度はまったく理解を超えています。それでも控訴しながらも話し合いに応じるということに落ち着きました。近日中に具体的な話し合いが始まる見通しです。

この間、愛知県健康福祉部医薬安全課、名古屋市健康福祉局環境薬務課、および愛知県薬剤師会に対してスギヤマ薬品に対する薬事法、労基法違反を正すべく要請を行いました。解決まで引き続きご支援よろしくお願いします。

（文責：近森泰彦）

中部電力
名古屋高裁
藤田過労死裁判

名古屋高裁で完勝！

上司のパワハラも認定

中部電力・藤田過労死裁判（控訴審）は、１０月３１日（水）１０時から、名古屋高裁で判決言い渡しがありました。

2006年５月17日名古屋地裁で労災認定の勝利判決を勝ち取りましたが、同年７月、被告・南労基署（国側）が控訴し、名古屋高裁で争われていました。今年５月11日（金）に最終弁論が開かれ結審し、今日の判決を満席の大法廷で迎えました。

判決は中電管理職の証言を退け、同僚の証言を全面的に採用しました。判決理由書のポイントは以下の通りです。

①厚労省の「判断指針」については批判がありまだ充分なものとは言い難い。うつ病発症後、死に至るまでの経過をうつ病を進行させる大きな原因と認めました。（国の指針は、うつ病発症前6ヶ月だけを審理の対象とする）

②藤田さんの仕事は量・質ともに過重であり、ストレスの多いいくつもの仕事を併行して行っていたことを認めました。

③1999年８月頃を境に業務は量的・内容的に増え上司などの支援態勢も不十分であった。

④上司（課長）による執拗なパワハラがあったことを認めました。

直ちに、上告するなの取組を！

この判決を確定させる運動が当面の大きな課題です。（上告期限：１１月１４日まで）判決を確定させるために「上告するな！」の要請を下記３カ所に送って下さい。

＊愛知労働局労災補償課　F：052－972－6268
＊名古屋南労働基準監督署　F：052－651－9248
＊厚生労働省職業病対策室　F：03－3502－6488

この判決が確定すれば国の指針を改訂させる大きな力になります。そうすれば、監督署段階で多くの過労死労災が認定されることになり、企業に安全配慮義務の徹底を

弁護団声明

平成１９年１０月３１日

中電過労自殺事件弁護団

本日、名古屋高等裁判所は、中部電力の労働者(以下被災者という)が平成１１年１１月８日に自殺した件について、名古屋南労働基準監督署長が業務外とした決定に関し、この業務外の処分を取消した一審判決を支持し、名古屋労働基準監督署長の控訴を棄却する判決を言い渡した。

この判決は、被災者の主任への昇格が、上司が担当者の業務について、全面的に責任を負わせ、「主任失格」といって叱責していたことから、相当程度心理的負荷は強かったとした。また、上司が、「おまえなんかいてもいなくても同じだ。」などといって叱責し、結婚指輪を外すように命じたことが、「いわゆるパワーハラスメントとも評価されるのであり、相当程度心理的負荷が強い出来事」と評価している。さらに、担当業務についても、主任に昇格した８月から亡くなる１１月までの業務は、質的・内容的に増加した業務を遂行させるために、長時間労働を強いられ、これが、うつ病の発症及びその進行の大きな原因となったものと認めた。

判決は、業務起因性を認めるために必要とされる相当因果関係の判断について、「何らかの素因を有しながらも、特段の職務の軽減を要せず、当該労働者と同種の業務に従事し遂行することができる程度の心身の健康状態を有する労働者（相対的に適応能力、ストレス適処能力の低い者も含む。）を基準として、業務に精神疾患を発症させる危険性が認められるか否かを判断すべきである。」と判示し、国の主張する平均人基準説を排斥し、適応能力の低い者を含む労働者を基準とすべきとしている。

判決は、判断指針についても、裁判所を拘束するものではないこと、その内容に批判があることを認めて、「現在においては未だ必ずしも十全なものとは言い難い。」とし、判断指針のみでは救済されない労働者がいることを指摘した。

過労自殺を巡る労災認定訴訟において、高等裁判所において労災認定が認められたのは、トヨタ自動車事件（名古屋高裁平成１５年７月８日判決）、鐘淵工業化学事件（福岡高等裁判所平成１９年５月７日判決）に続き、３例目である。地裁判決においては、労働基準監督署長の業務外認定を取り消す判決が相次いでいる。

当弁護団は、厚生労働省、愛知労働局長、名古屋南労働基準監督署長が、このような司法の判断の流れのなかでの本判決を真摯に受けとめ、上告しないように強く求めると共に、過労自殺の判断指針を抜本的に改め、過労自殺の認定行政の抜本的な見直しを求めるものである。

経験交流と活動の方向に確信！

第２回健康で安全に働くための全国集会in犬山

第２回健康で安全に働くための全国集会が10月20～21日に犬山でおこなわれました。全国から162名の人が参加し、愛知からは55名の参加があり、成功しました。

1日目は長谷川全国センター副委員長から働くもののいのちと健康をめぐる情勢は一層厳しく、非正規労働者が１７００万人労働者の３３％にもなり年収２００万円以下の人が増え、労働時間の二極化が進んでいる。有所見率は４９％、心の病で休職している人がいる企業は７５％に達して、自殺は9年連続で３万人を越えています。健康で安全に働くことは憲法で保障された権利です。政府・財界のたくらむ派遣法の再改悪・労働契約法の制定・労働時間の規制緩和などの労働法制の改悪をゆるさず、私たちの運動の成果を生かして職場・地域で健康を守る協同の闘いを発展させようと提起されました。

続いて大阪の岩城弁護士が「働き過ぎ社会をどうかえるか」というテーマで講演しました。過労死弁護士としての経験から①過労死・過労自殺の労災認定・行政訴訟・企業責任を追及すること。②今ある法律・通達を守らせ、労働者を死なせない闘いをすること。そのために労基法オンブズマンによる告発活動、刑事告訴、３６協定の情報開示、長時間労働をさせたことに対する損害賠償請求などを具体例で示しました。③働き方を家族・市民と一緒に考えるネットづくりなどを紹介し、90分の熱弁をふるいました。

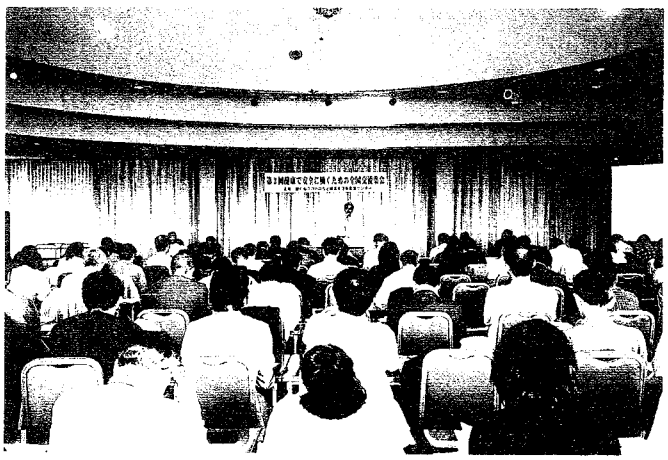

埋め尽くされた岩城弁護士の記念講演

全労連の小田川事務局長の特別講演

全労連の小田川事務局長は労働環境の激変の中で労働組合の取り組みの課題として①労働基準法を基礎に労安法・労災補償保険法があるという制度の構成を堅持し、行き過ぎた民営化＝新自由主義との闘いで働くルールを確立することが重要　②職場と家庭との領域が接近していることにどう対応するのか。請負関係でどこまで事業主責任が通るのか。労働安全教育などの予防責任をどう考えるか。官民の領域が融合する実態の中で法制度の見直しが必要などと、新しい情勢に見合った労働運動の必要を説かれました。

その後、４時間にわたって5つの分科会で各地の経験交流と熱心な討論がかわされ、夕食会は２時間にわたって笑いと決意が披瀝されました。

愛知健康センターは現地担当センターとしての任務をはたすとともに、高木理事長が夕食会で挨拶をされ、交流の潤滑酒を3本、鈴木美穂さんからは焼酎2本が寄贈され、議論に役立てることができました。

（文責　宮崎脩一）

マツヤデンキ
小池過労死
労災認定訴訟

障害者にとって過重な業務
証人尋問法廷開催

12月6日同僚の証人調べ、12月27日最終弁論（結審）

10月25日午後１時30分から、小池勝則過労死裁判証人尋問法廷が開かれました。

はじめに被告側証人・南木医師(中部労災看護専門学校校長)が、身体障害者である「勝則さんにとって、マツヤデンキにおける業務は過重ではなかった。疲労の蓄積はなかった。」と証言。全く障害者を理解しない発言に終始しました。

原告・友子さん、身体障害者と健常者の疲労回復の違いなどを証言しました。

１．マツヤデンキ就職まで

主人は97年、34歳の時に心臓を患い豊橋市民病院に半年入院し、退院と同じ頃身体障害者手帳の交付を受けました。

99年３月に豊川市にある愛知障害者職業能力開発校・CAD設計科を卒業すると、安城市の機械設計のＴ会社に就職しました。Ｔ会社はCAD設計科に視察に来るなど、障害者の求人に熱心でしたが、現場では同僚の理解が得られず、次第にいづらくなっていき半年後退職しました。

その後はハローワークに通う一方で、自分でも求人広告を探し電話をかけたりしましたが、障害を理由に断られるなど、なかなか仕事は決まりませんでした。

２．マツヤデンキ就職後

マツヤデンキ豊川店へは2000年(平成12年)11月10日、身体障害者枠での就職が決まりました。しかし会社からは、健康診断も医師の意見書を求められることもありませんでした。店長とは一度も二人で障害について話したことがなく、健常者と同じ仕事を求められました。１日中立ち仕事で、休憩は充分に取れません。歳末の繁忙期に加えて不定休で土日の休みもありません。さらに残業やノルマがあり、午前９時から午後９時までの１２時間拘束される勤務となる日もありました。

そうした中で職場では部長クラスの上司から嫌味を言われ、非常に興奮した様子で帰宅し、寝付けなかったこともありました。

主人は次第に「辞めたい」とか、足のむくみを口にするようになり、そんな矢先に私の留守中に自宅で倒れ亡くなりました。就職から１ヵ月半後、37歳でした。

３．労災申請から裁判へ

私は労災申請をしましたが、健常者と比較して過重な労働ではなかったという理由で労災と認められませんでした。ここで障害者には労災の基準がないということが明らかになりました。再審査を申請しましたが、労働保険審査会も同じ結果でした。

この結果に納得できず2005年10月、裁判を始めました。

４．証人調べを終えて

これまでに医師と元店長、原告の証人調べを終えました。原告側の田渕医師は誠実に中立的な立場で意見を述べられました。それとは対照的に被告側の南木医師は一貫して「健常者も障害者も体力の回復時間は変わらない」「マツヤデンキの仕事は過重ではなかった」と主張しました。元店長は歳末商戦で閉店時間を21時まで１時間延長した一方で20時50分には全員退社の勤務表を示すなど勤務管理もずさんな実態や障害者を雇った責任感も全く見えない。　被告の小池弁護士は「仕事の疲労があるのなら休日は外出しないで家で休んでいればいい」と人権を無視した質問をしました。私は被告側の方々に不信感を抱くと共に、主人がこのような障害者に対する理解の全く

ない方の下で働き、同様に労災認定を却下されたと思うと、とても悔くなりました。

私は証人調べの最後、裁判官へ言っておきたいこととして、

①障害者は健常者と違い、回復に時間がかかること、就労時間が長くなればなるほど回復も遅れること。

②私だけでなく、障害のある方やそのご家族、障害者の団体等でお話を伺いましたが、障害者は健常者と同じ仕事はできないこと、回復には時間がかかることは共通の認識であること。

③障害者が安心して社会参加ができるように、労災の基準は障害者の視点で判断をお願いしたいこと。を話しました。

５．もう一山　ご支援をお願い致します

障害を抱えての求職活動は健常者以上に困難でした。就職できても、障害者への就労方針が現場では徹底されていません。同僚の無理解に、精神的ストレスを抱えながらの仕事は、非常に大きな負担となりました。

私は主人や自身の経験を通じて、障害者が安心して社会参加できる状況ではないと思っています。しかしこれを変えていくには私ひとり、また私達障害者の力だけでは限界があります。是非、多くの方々に一緒にこの問題を考えて頂きたいと思います。ご支援どうぞよろしくお願い致します。

原告　小池友子

小池労災など三つの障害者裁判交流会

さる9月30日、名古屋北区役所において、「障害者がたたかう裁判交流集会が開かれました。記念講演は、名古屋共同法律の中谷雄仁弁護士が、障害者のたたかう意義について話されました。この交流集会で報告されたのは、次の三つの事件です。

①　心臓疾患障害者の夫の急死について過労死の認定を求める小池友子さんの裁判。

②　口頭ガンの手術による声帯切除のため、言語障害者となり、中津川市議会において代読による発言を求め続けた、前市会議員小池公夫さんの裁判。

③　名古屋市の契約違反によるヘルパー派遣事業廃止の是非を問う梅尾朱美さんの裁判

最初に、愛視協会長の梅尾朱美さんが、愛視協のこれまでの取り組みや成果について報告しました。

1969年4月、視覚障害者の生活と権利を護るために愛視協が結成されました。点字の母子手帳発行のために、ねばり強く要請を積み重ね、4年かかって実現させたこと。障害者年金をもらうと、母親は児童手当を受けられない（堀木訴訟）の取り組み。ホームから落ちて電車にはねられ、和解した上野訴訟。在職中に失明した久保田訴訟など、たたかうことによって要求を前進させた経過が話されました。

①　小池友子さん

労災の認定基準には、障害者に関する項目は一切ない。障害者枠で採用しながら障害者3級の小池勝則さんへの配慮が全く感じられない。署名を7000筆集めた。来春判決の予定。

②　小池公夫さん

代読はだめだが、音声パソコンなら認めるという、中津川市議会の不当な決定。代読なら機器いらずに簡単である。代読を認めない理由を全く示さない。人権侵害であり、議員活動の妨害であり、障害者への配慮が全くない。

③　梅尾朱美さん

こどもが4才の時から、名古屋市のヘルパー事業を受けている。掃除、買い物、郵便物の整理などプライバシーに係わることもある。名古屋市は廃止の通告と民間業者の名前だけ告げた。話し合いを求めても拒否ししている。

◆中谷弁護士の談話

障害者を含め、私たちのたたかう最高の武器は憲法です。あからさまな憲法違反の数々に、司法は応えなくともよいのか、が問われている。勇気をだして裁判に取り組み、裁判傍聴を学習の場とし、裁判を通じて人を変え、地域を変え、日本を変えていきたい。　（文責：大家信義）

「トヨタ・デンソー過労うつ病裁判を支援する会」設立

１０月８日、午後２時から、デンソーのＫさんが起こした、トヨタ・デンソーを相手取った、損害賠償裁判を支援する会の設立総会が刈谷市民会館で開かれました。

設立総会には、４２名の支援者が各地から参集しました。

総会では、会長に、猿田正機中京大学教授、事務局担当幹事にデンソー勤務の金田堅三全ト・ユニオン副委員長を選出しました。

原告のＫさんは「うつ病患者を職場からなくしたい。トヨタとデンソーの働かせ方を改善させたい。労基署のうつ病労災認定基準を改善させたい。」と、力強くお礼のあいさつと決意を述べました。支援する会はトヨタ・デンソーの労働者の働かせ方を問い直す運動を広げることを確認しました。同じ西三河で過労死認定を求めて闘う、内野さん（夫がトヨタ自動車勤務中に過労死）と倉田さん（夫が刈谷美術館勤務中に過労死）も参加され、連帯のあいさつを行ないました。

支援する会結成総会で講演する岩井弁護士

石綿（アスベスト）健康管理手帳の交付要件が変わりました

労働安全衛生規則の改正により、石綿（アスベスト）を扱う業務に従事した離職者を対象とする「石綿健康管理手帳」の交付要件が2007年10月１日より変りました。

これまでは両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。が条件でしたが、今回の改正は従前の要件に加えて、石綿の製造など石綿を取り扱う業務を一年以上していた方々に対象が広がりました。

「手帳」の交付を受けると、労災病院をはじめとする、指定された医療機関で決まった時期に、６ヶ月に１回、無料で受けることができます。

申請には健康管理手帳交付申請書・従事歴証明書（事業者･当事者）が必要です。

トヨタ自動車
内野過労死
労災認定裁判

一刻も早く労災認定を！
厚労省・労働保険審査会へ要請

支援する会事務局員　安藤　正康

10月22日(月)、妻・博子さん、田巻弁護士、支援する会（安藤・大場)、愛知健康センター・近森氏が名古屋から、東京で社医研・佐々木氏、板橋センター・秋元氏などが合流し、厚労省と労働保険審査会要請を実施しました。厚生労働省要請には、井上さとし議員が紹介者となり、八田ひろ子さんも参加しました。

労働審査会への要請では、部屋にも入れてもらえず何とエレベータホールで対応するという、前代未聞（東京の方の話）の、全く非礼な対応でした。

豊田労基署のゴルフ割引券でのプレーする不祥事と内野さんの労災認定申請の時期が重なり、豊田労基署は間違いなく「筆を舐めた」と言える不当な判断を取り消し、一刻も早い労災認定を強く求めました。しかし、審査会事務局担当者は、「いつ裁定の見込みかも言えない。」との一点張りでした。

厚生労働省要請では、全員部屋に通され、原告・内野さん、田巻弁護士、大場さんが要請書を読み上げ、参加者全員がそれぞれの思いを話しました。

博子さんは、当時１歳と３歳であった子を一人で育てながら、再審査請求や裁判闘争まで行うことのい辛さを訴え、不当に業務外として審理を長引かせて責任を追及し、一刻も早い労災認定を要請しました。

大場さんは、「健一さんの被災１ヶ月前の残業時間が１１４時間に上ることが裁判で明らかになった」ことを訴え、労災認定を求めました。

トヨタ自動車・内野過労死裁判は、11月30日(金)13:10、**名古屋地方裁判所で判決**の予定です。ご支援をお願い致します。

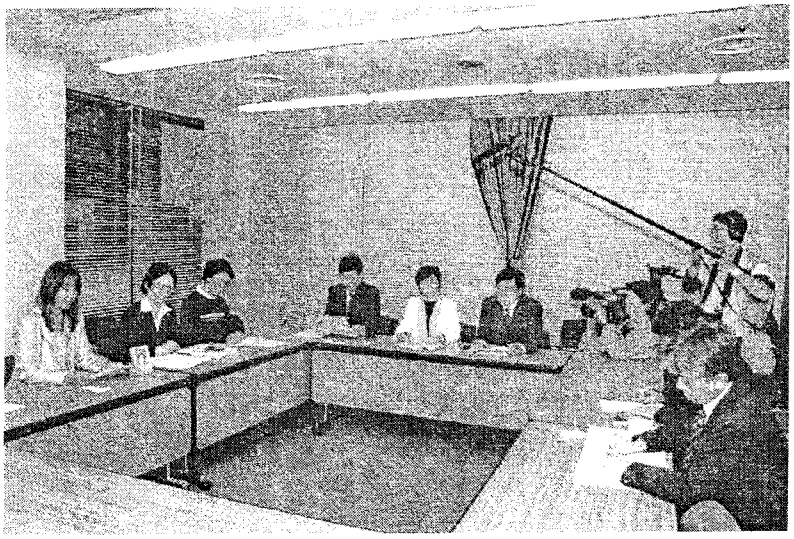

厚労省要請の様子

トヨタ自動車・内野過労死裁判　判決
名古屋地裁２号法廷（大法廷）
１１月３０日（金）１３：１０
（１２：３０から開廷前集会を開催します）

刈谷市職員
倉田康弘さん
公災認定審査請求

愛知県支部審査会が、公務災害と認めない不当裁決

刈谷市美術館職員・倉田康弘さんの公務災害認定を求めて、地方公務員災害補償基金愛知県支部審査会に審査請求していた事案で、10月17日(水)、審査請求人・倉田利奈さんへ、康弘さんの過労死事案を、公務上の災害とは認めない採決の連絡がありました。

2007年３月12日に、満席で、公開制口頭審理を開かせ、その後も、発言できなかった代理人の意見書を提出し、公務災害と認めるよう運動をしてきました。しかし、愛知県支部審査会は、不当にも、公務災害とは認めませんでした。

弁護団は、裁決には矛盾点が多く不当な決定であると判断しています。最大の問題点は、時間外労働時間を極めて狭くとらえていることです。認定基準の月80時間に数十分足りないことになりました。「認定しない」という結論ありきの結果です。民間の労災認定に比べ、公務災害の認定件数が低く抑えられているのも許せません。支援する会では、裁判提訴も考えながら、中央審査会へ再審査を求めて運動を強めようと話し合っています。これまで署名などに協力いただいた多くの方々に感謝すると共に、倉田さんの公務災害の認定に向けて一層のご支援をお願いいたします。

（文責：今枝正昭）

馬淵過労死の労災認定を求め、東京地裁に提訴

、馬淵過労死事件で馬淵さんの代理人、東京の中側素充・川人博・島田浩樹弁護士は「遺族補償給付不支給処分決定取り消し請求事件」として2007年10月24日訴状を東京地方裁判所に提出しました。

馬淵孝さん馬淵文子さんの息子、馬淵耕一さん（当時30才）は（株）エスシーシーにコンピューターのプログラミング技師として働いていましたが、2002年２月12日、自宅で脳出血で死亡しているところを発見されました。両親はこれを業務による過労死として新宿労働基準監督署に労災申請しましたが、2004年10月４日不支給処分。納得できない遺族は、東京労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をしましたが、2006年９月８日、審査棄却の決定を受けました。今回、これを不服として不支給処分取り消しの行政訴訟を起こすことになりました。

弁護団の算定した発症前１ケ月の残業は９８時間２０分、６ケ月の残業平均８１時間２４分に対して審査官の決定書は１ケ月前５５時間５１分、６ヶ月前平均で４２時間３７分として大きく差があり、深夜に及ぶ労働もフレックスタイム制のために過重ではないとする見解である。

会社は遺族に対して、従業員が接触することを禁止して、情報を制限し、監督署や審査官は会社側の証言だけに依拠した判断を下している。耕一さんが就職して１５００名から８００名と大きなリストラをおこなっていることや同様の過労死が疑がわれる事例について目をつけていません。　朝９時３０分頃下宿を出て帰りが夜の１０時や１１時という働き方に対して、このような決定を下すのは許せません。東京という遠隔地で年に２度しか帰郷しなかったため、情報が少なく、労働の実態がとらえ切れていないように思います。

裁判所が公正な調査をして実態にそくした判断をすることを希望します。

（文責：宮崎　脩一）

生保会社の言いなりにさせないぞ!

保険法改正(案)では他人の命に掛ける保険の悪用は止められない

元・団体生命保険裁判原告　近藤　弘子

100年ぶりの保険法改正作業が、ひそやかに進んでいます。法相の諮問機関である法制審議会の保険法部会で進められており、この8月に「中間試案」が発表されました。来年2月までに大綱をまとめて通常国会に法案が提出される予定です。

「住軽金団体定期保険裁判」の最高裁判決から1年半が経ちましたが、保険の不払いや悪用によるトラブルは、団体生命保険だけでなく個人保険や損害保険でも生じており、収まる気配がありません。

最高裁は、団体定期保険の主旨は遺族保障にあること認めながらも、「他人の命にかける保険」の明確なルールがないことから上告を棄却しました。

保険法は保険制度の根幹をなす法律で、損害保険、生命保険、傷害・疾病保険に適用されます。「他人の命に掛ける保険の悪用」への対策は、被保険者への情報開示と厳格な同意であることは裁判で明らかになったとおりですが、中間試案は、金融庁も明言した「文書による被保険者の同意」も、保険業界の要請に迎合して「なお検討する」と及び腰です。

法務省は9月14日までの1ヶ月期限で、中間試案に対する一般からの意見募集（パブリックコメント）を行いました。私たちは締め切り数日前に知り、元支援する会事務局メンバーが急遽集まり、名古屋や東京の弁護団や支援の会の方々にお願いしてパブリックコメントを提出しました。

この中間試案の問題点については、保険問題研究者の本間照光青山学院教授が、9月18日号「エコノミスト」で詳細に解明しています。

中間試案は法務省のホームページで経過も含め見ることができます。最高裁の判決は出ましたが、他人の命に掛ける保険が悪用される余地を残さないルールづくりは、これからの取組みに懸っています。

えっ！また死亡事故

＝今年3人目、●　●　●　新日鉄名古屋＝

去る10月2日午後8時過ぎコークス炉の押出機に挟まれてSさん（58）が死亡しました。新日鉄の名古屋製鉄所では今年3人目の犠牲者です。5年前に同じ炉で同僚が被災し死亡をしています。

コークス炉では連続操業が日常的に行われております。この日も作業の遅れを取り戻すために他炉から応援の労働者を受け入れて安全ミーテングもせずに連操作業が行われている中で起きた災害です。

新日鉄の職場新聞「二百万坪」は極度な人減らしと生産の最優先が最大の原因として企業責任を明確にしています。そして、災害をなくすために

①労働者の声をよく聞くこと

②関連会社で働く仲間が人間らしく働ける職場を作ること

③労働組合のチエック機能をアップすること。

を強調しています。

IHIにおける労安活動

ＩＨＩ連絡会愛知　田島隆一

私の勤務先であるＩＨＩ(旧石川島播磨重工(株)は８月の爆発事故で２名の死亡者を出しました。

警察が行った現場検証ではたばこやライターが見つかったことがマスコミで流され被災者の過失のように思われていましたが調査の結果、ＩＨＩが設置を義務づけられている換気扇がなかったことと、ガス濃度を測定していなかった事実が明らかになりました。

また、アスベストによる健康被害者も多くいます。その原因は造船ブームの1960年～1980年代にかけて「人体に重大な健康被害を及ぼす」ことを知りながら、耐火・防熱・価格を優先して無防備のまま大量に使用してきたことにあります。

アスベストによる健康被害は作業者だけでなく家族や住民へ広がっていることから被害の予防と被災者の掘り起こしの電話相談や健康相談会も行ってきました。

被災者救済のために労災申請と企業交渉を行うことにしています。相談のあった被災者はＩＨＩのＯＢであり、当然企業の責任として対応すべきことをサボってきたことは明白で強い怒りを感じます。

既にじん肺・アスベスト問題に取り組まれている愛知健康センターをはじめ、多くの皆さんと共に被災者を救済するために、国や企業に施策を改善させるように頑張ります。

赤と白、黒い食品業界に思う

連日報道される食品関連のインチキには、腹も立つが恐ろしくもある。日本社会はおおむね信頼をベースに生活をしている。電車やバスは誰が運転していても安全、食品は期限内なら安心、交通信号はみんな守ってくれる、それらを前提に人々は日夜を過ごしている。

ところが、ミートホープ、白い恋人、比内鶏、名古屋コーチン、赤福と相次いで食品のインチキがマスコミで伝えられた。

外出せずや風呂に入らぬ日はあっても、食事なしの一日はない。すなわち、食は健康といのちの源である。いくつかの食品事件のなかで、伊勢の赤福の場合はとりわけ悪質のように思われる。伊勢神宮のお膝元、３００余年の歴史を誇り、おみやげ売り上げ日本一の赤福であった。マスコミによれば、数時間おきに主な販売所の在庫を報告させ、売れ残りを回収し「まき直し」と称して作り直し、再販売していた。しかも、そのインチキは３０年、神をもおそれぬ所行と言わねばならぬ。たぶん、最初はおずおずと、そして大量販売になるに従い、次第に大胆になり、システム化していったのであろう。

ところで、日本の食料自給率はカロリーで３９％、先進国のなかでは最低である。スーパー、コンビニには食品はあふれ、外食産業は盛況である。薄氷の上を歩くような食料事情の危うさは目には見えない。これも壮大なインチキのひとつである。効率や儲けを優先させることで、輸入食品が断たれたときの危険を過少にあるいは無視している。また、見つからなければよい、という風潮も見逃してはならない。「赤福」も「白い恋人」も大企業も、インチキという点では同じではなかろうか。

国産のみかんを食べながら、何事も疑ってかからねばならぬと思う昨今である。

（文責：大家信義）

「アスベスト対策愛知連絡会」結成に向けて

1．2007年10月12日(金)18時30分から、民医連の呼吸器科の医師４名、アスベスト対策弁護団２名、保険医協会・民医連事務局・建交労・重産労各１名、健康センター４名の合計14名が労働会館特別会議室に集まって懇談しました。

2．始めに、民医連・小栗さんから、医師の置かれている立場が大変危機的な状況にあり、医師の過労から、病院の閉鎖や医師のパート化がすすんでいること。ドクターウエーブ運動を起こしているが、医師が現場の声を聞いて対応することが、大変難しいことが話されました。

3．アスベスト問題について、医師団へのお願いを出し合いました。重産労からはアスベスト１１０番をやったら、３日間で４７件の相談が寄せられたこと。心配な人には別の日に久永教授・柴田教授にアスベスト相談にのっていただきました。レントゲン写真などの資料を持参すれば、診て適当な病院を紹介してくれることが報告されました。

弁護団からは、アスベストを正確に診断できる医師とそのネットワークがほしいこと、堺ではアスベストの診断をする医師とアスベスト弁護団がメールでお互いの情報を交換しながら、患者の救済にあたっていることが報告された。参加者からは、愛知にもゆくゆくはそうしたネットワークができることへの期待・要望が出されました。　建交労からは、患者のレントゲン写真を東京の海老原医師にお願いしているが、愛知にアスベスト診断の相談にのってくれる医師がほしいとの発言がありました。また、アスベスト相談にきた労働者の職歴を聞いて診断する医師が少ないことの指摘がありました。

健康センターからは、愛知県は保健所がアスベストに関する相談窓口になっているが専門家はいないし、アスベストを含む素材の検査は民間会社に丸投げて、数万の費用が必要なこと、アスベストを含む家屋の建て替えへの支援策もないなど、課題が大きいことが指摘されました。

保険医協会からは、アスベスト診断をできるだけ安く受診できる方法や、一部自治体ではじまった助成金制度について報告されました。

4．民医連医師団からは、協立病院や南医療病院ではアスベスト診断の相談窓口としては「検診センター」で受付け、問診、レントゲン写真、ＣＴなどの検査、呼吸器科の医師の診断を予約し診断を受ける。医師は「産業中毒外来」にきてくれる専門の学者・医師団と相談して治療方法を考えるとのことです。また、労災問題についての相談は「医療相談室」で対応するとのことでした。

一宮・千秋病院では北島医師か村手医師に直接相談してくれれば対応するとのことでした。

現在、中皮腫による死亡者数は、2006年は全国で1,050人、愛知県で52人で、この数字は、1995年の２倍強の値になっています。これから増加が予想されます。愛知での診断の経験は少ないとのこと。医師としてみなさんの要求に対応する勉強はしていきたいとのことでした。

5．健康センター・鈴木氏より、「アスベスト対策愛知連絡会」の設立にむけての経過報告があり、柴田先生の意見も紹介され、今後、学者・研究者・医師・弁護士と労働組合との連携を強め、必要に応じて、この会を開くことが確認されました。

6　10月24日の会議では来年年明けに対策会議を設立することが決められ、人事などの準備をすることが決められました。関係する組合・組織の参加を検討してください。　　（文責：宮崎　脩一）

アスベスト電話相談に参加して

重工産業労働組合　土田　征夫

９月27日～29日までの三日間、造船重機連絡会と重工産業労働組合は愛知健康センターの協力を得てアスベスト被害者救済の一環として、「全国一斉　アスベスト電話相談」を開催しました。

相談に対応できるように、８月から準備を進め、東京の専門医・海老原先生を招いて学習会を開くなど、アスベストの研究もしてきました。

出来るだけ多くの労働者に周知できるようにと、愛知県の重工業企業の工場前や駅頭、地域などに約4,000枚のチラシを配布。同時に新聞テレビなどマスコミ各社へ報道依頼も行いました。

電話相談は南部法律事務所で開設。竹内・永井弁護士も同席して相談受付となりました。

当日はテレビが三局も取材、お昼のテレビニュースで報道されると、設置した相談電話が鳴り続き、マスコミの影響が発揮されました。

三日間の相談数は４５件。健康不安を訴える相談には後日、愛知教育大学・久永医師、愛知医科大学柴田医師との面談を行い、労災などの法律相談には弁護士が対応しました。その結果、直接来所して相談したのは、医師との面談７件、弁護士との面談１件となった。

医師面談は職歴や仕事内容を詳しく調査する必要上、殆どが１時間以上を要しました。今後の対応はＸ線写真があれば久永医師へ送付し、これから検診を必要とする方には協立病院への紹介状を書いてもらう方法があるようです。

建築・内装・電気工事・配管などの仕事（一人親方の自営業）に従事していた方からの相談が多く、今まで、職業病の検診を受けていなかったと言う相談が多くありました。　弁護士への相談は、労災申請したいが、会社(定年後11年経過)の対応に納得できないという内容でした。この件は、対応した弁護士が、労基署と企業への折衝を行いました。問題点は、労災に未加入であった労働者の相談や企業補償を受けることができない労働者が多いことでした。これは医療的に救済すると同時に、社会的・経済的に救済する方法を検討しなくてはならないことです。

「テレビを見た。」と言って電話してくるケースが多く、マスコミに対する宣伝する方法も工夫する必要があります。全国で257件の電話相談があったことは、アスベスト被害の裾野が広いことも意味していると考えます。

生体リズムに逆らう夜勤に慣れはない

働き方を見直す京都９月集会

集会は９月 29（土）30(日)の二日間行われました。一日目は「異常な働き方と社会構造」をフリージャーナリストの斉藤隆男さんが、「長時間・過密労働の改善のために」を産業医の広瀬俊雄医師がそれぞれ記念講演を行い、二日目は五つの分科会が行われ２日間で延べ 260 名が参加ました。私は二日目の分科会に参加しました。

◆深夜労働の規制を考える分科会

いま24時間型社会が進み深夜労働が野放しにされている現実の中で人間らしく生きる。働く。という視点から「規制を考える」分科会を選びました。

生体リズムに逆らう深夜労働は「反生理的な労働」であり労働者自身の健康破壊はもちろん家族とのふれあい・地域社会との交流が制限されます。

効率や儲けを優先する深夜労働は労働者にとって昼の太陽を遮光カーテンで「夜」をつくり、家族の話し声にまで気を遣わせて人間らしく生きる基本さえ奪われます。

この分科会はこれまでの経験や知識だけでなく医学的にも学ぶ機会となりました。

◆夜勤慣れはできない

大阪社会医学研究センターの重田博正先生は生体リズムに抗しての労働は反生理的な労働であり体温・脈拍・血圧などの自律神経系をはじめ内分泌系・酸素代謝系・電解質など詳しく説明を受け「夜勤慣れ」はできないことを聴きました。

また、睡眠の質や量についてのデーターの解説やＪＲ運転手の長時間労働（日勤⇨泊り⇨明け勤）での睡眠不足による眠気から居眠り⇨事故の構図も詳しく説明され講義は丁寧でよく分かったと、参加者から好評を得ました。

◆深夜労働はどこまで必要か

いま「24 時間型社会」がどんどん進んでいますが、公共サービス(病院・警察・通信など)どうしても必要な部門に限定し深夜労働を規制することが重要です。また、かっては生産技術上の理由で深夜労働を必要としてきた、製鉄や化学などの職場でも生産技術の向上で今では深夜は停められるものも増えています。

ただ、停めない方が効率上、儲かるから停めないのです。

労働法制の切り崩しや、最初から夜勤を前提とした「社会のスピードアップ」化で運輸・流通分野やコンビニなど、深夜労働が増加しています。

いまこそ国際基準の、ＩＬＯ夜業に関する勧告を導入することです。

◆ＩＬＯ夜業勧告（第178号）より抜粋

① ８時間を超えないこと
② 昼間の労働者の就労時間を上回らないこと。
③ 超過労働はできるだけ回避すること。
④ 不可抗力や事故の場合を除き二連続の勤務は行わない。
⑤ 休息・食事時間を与え金銭的な補償
⑥ 安全衛生・社会的なサービスなどの要求が受けられるようにすること。などの夜業の従事労働者を守る勧告があります。

しかし、規制緩和の名のもとに労働法の骨抜きが進んでいます。

そのため深夜労働に限らず過重な労働が押しつけられ労働災害やメンタルヘルス更に過労死を防ぐために今回の学習会で学んだことを生かした運動を勧めたいと思います　（文責：鈴木明男）

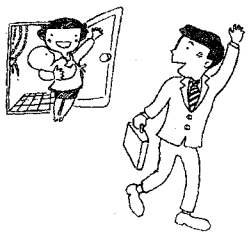

誰が得して誰が損をするのか

希求座「走れ、赤い自転車」を観て

◆民営化によってどうなる？（事務局：今枝　正昭）

10月１日から郵便局が民営化された。

昨年、過労死をテーマにした素晴らしい舞台で多くの観客を感動させた希求座が、郵政民営化というホットな劇を作り上げた。タイミングとしてこの上ないときにこの問題を取り上げた心意気はいい。

しかし、民営化されると郵便局はどうなるのか、劇を観ていてますます判らなくなってきた。舞台上で提起される出来事が部分的で、その部分が的を外しているのではないかと、率直に思った。

「山の郵便配達」という映画があった。特殊な環境の郵便の仕事を描いているが、郵便の事業の尊厳と、郵便配達の仕事の大切さはよく理解できた。いま、この時代の郵政民営化が、郵便の仕事をどう変えるのか描いてほしかった。国民の側は、「使いやすく、もっと良くなる」と説明されるが、国民の財産が資本の食い物にされようとしている深層の真実は隠されている。利益を出すという資本の要求のために、管理や監視を強化されて、最大の労力の提供を求められる働く人たち。ストレスがたまることだろう。働くものが団結して、組織的に抵抗しなければ、資本のあくなき利益追求は食い止められない。劇はそれを暗示して終わる。

◆現場労働者の視点とした秀作

郵政産業労働組合東海地方本部・書記長：渥美　俊雄

主人公の川原は私の郵便局人生。「どうして郵便局に入ったか。なぜ労働組合運動を続けてきたのか。郵便屋さんの働きがい、辛さと喜び。」など、私が語ったことや、提供した資料をもとに描かれています。

上演された劇は、「郵政民営化問題」を誰にでも分かりやすく丁寧に描いており、私たち郵政労働者がビラをつくり、街頭宣伝をし、学習会で訴えてきた問題点がより効果的に見る人に浸透していったと思います。人情あり、笑いありの劇で「郵政民営化」問題を、現場で働く労働者の視点で描き出した秀作であると思います。

郵政事業は、「人件費、経費に税金が１円たりとも使われていなかった有料公共事業」であったことを改めて強調したいです。この劇の公演を契機に、郵便の事業をもう一度国民の手に取り戻すたたかいの出発点にしたいものです。

お知らせ　＝　**2007年会誌発刊**

２００７年会誌「いのちと健康　愛知」　頒価　￥1,000円

○特集は、「トヨタ生産システムと労働者」です。働くものの視点から、「世界のトヨタ」の実態を明らかにしています。

○内容は

①この一年間の労災認定などを勝ち取るための運動の様子、②スズキ自動車・小松過労死裁判判決文と和解調書（抜粋）、③愛知センターの活動などをまとめました。

是非ご一読下さい。

エッセイ

ジョギングで思わぬ効用が

自治労連愛知県本部　柳　進

わたしは、スポーツマンでもないし、ましてや「ジョガー」なんて言われるほどジョギングにはまっているわけではありません。そんな私が、走ることによって生まれた思わぬ効用に喜んでいます。

わたしは、40 歳の時に学区の対抗ソフトボール大会でスライディングに失敗し、足首の骨を折る大怪我にあってしまいました。それ以来、ウォーキングからジョギングへと体を鍛え始めました。

幸いに、自宅周辺は「御用水跡」街園があります。春は桜のピンク、夏は生えそろった緑、秋は銀杏の黄色、冬は木漏れ日にそそがれ(?) 四季を肌に感じとれる街園です。朝晩は、近くのお年寄り(かく言う私もその仲間)のウォーキングや犬の散歩などで、結構な賑わいを見せます。

一周すると約 3.2 キロ、そこを毎朝、ジョギングで楽しんでいます。はじめのころは、ただひたすら走ることだけに汗してきました。それもしばらくたつと、わたしもおなじみさんになってきたようで、まわりの方から「おはよう」の声がかけられるようになってきました。私はといえば、ゼイゼイ言いながら「おはよう」のあいさつ。でも、自然の空気を胸一杯に吸いながら、見知らぬ人とのあいさつは、一日のスタートを気分爽快なものにしてくれます。

走り終わって汗をぬぐい、ストレッチ運動をしている間も、「いつも元気だね」「朝ご飯がおいしいだろうね」なんて、何気ない一声もその地域の人たちとのつながりを感じられるものです。

労働組合の役員として、いつも帰りが遅く、土日も集会・会議と地域とのつながりをほとんどもてない私にとって、この朝の出会いは貴重なものになりました。同時に、ストレスの発散にもつながっているようで、とても気持ちのいいものです。ストレスに直面した人に、周囲の人が精神的支援や物理的支援を行うことを、ソーシャルサポートと言うそうですが、私はこのソーシャルサポートの受ける機会を、自分で広げたようで、ちょっとの気分転換が新しいものを生み出し、自分を作り出す。そんなことを感じる毎朝です。

ところで、ギリシャの哲学者アリストテレスは、散歩しながら考えたり、弟子と議論したそうです。そうか、今度は頭を使いながら走ってみますか･･･？

＊「御用水跡」街園

名古屋城のお堀は、水を引く水路がなく、自然の湧き水などで満たされていましたが、人家が増えるにつれ、湧き水も減ってしまいました。そこで、1663 年に庄内川から取水してお堀に注入するための御用水が掘削されたもので、今は、御用水跡街園として市民に親しまれています。春の桜は、名古屋でも有名です。

当面の日程

月　日	事　　項	時間・場所など
11月１日(木)	第２回理事会	18:30　労働会館本館会議室
３日(土)	憲法会議集会	13:00　名古屋市公会堂
４日(日)	赤旗まつり	10:00　大高緑地公園
11月４日～10日	スウェーデン高齢者と労安の旅	
６日(火)	過労自死判例研究会	東京
10日(土)	名古屋港開港100周年記念シンポジウム	13:00
12日(月)	第６回事務局会議	10:00　事務所
13日(火)	アスベスト対策会議代表打合せ	13:00　協立総合病院
14日(水)	ＴＣＭ･ベトナム研修生不当労働裁判	11:00　名古屋地裁1103法廷
	栄総行動	12:00　栄小公園
16日(金)	港総行動(終日)	7:00　港区内
	中電アスベスト裁判	10:00　名古屋地裁1103法廷
	小池裁判弁護団会議	14:00　もやいビル
16(金)～18(日)	国民救援会・救援美術展	労働会館東館２Ｆホール
17(土)～18(日)	第２回労働負担研究会	京都・同志社大学
22日(木)	全国過労死家族の会厚労省交渉・総会	東京
23日(金)	全国過労死家族の会交流会	東京
	過労死電話相談１１０番	**10:00～16:00　センター事務所**
30日(金)	トヨタ自動車・内野過労死裁判**判決**	**13:10　名古屋地裁２号法廷**
12月２日(日)～３日(月)	労働会館入居者忘年会	日間賀島
６日(木)	マツヤデンキ・小池過労死裁判**証人尋問**	14:30　名古屋地裁1103法廷
10日(月)	第７回事務局会議	10:00　事務所
21日(金)	中電・アスベスト被爆藤原裁判	10:00　名古屋地裁1103法廷
24日(月)～25日(火)	過労死家族の会・宿泊交流会	エクシブ蓼科
25日(火)	デンソー・川野裁判	15:00　名古屋地裁402号
27日(木)	マツヤデンキ・小池過労死裁判**結審**	13:30　名古屋地裁1103法廷
28日(金)	第８回事務局会議・大掃除	10:00　事務所
１月７日(月)	第９回事務局会議	10:00　事務所
10日(木)	第３回理事会	18:30　労働会館本館会議室
19日(土)	過労死家族の会総会・新年会	12:00　労働会館本館会議室
28日(月)	デンソー・川野裁判	15:00　名古屋地裁402号

お知らせ

過労死電話相談　電話：052-883-6966

11月23日(祝・金)

困ったら　一人で悩まず　先ず電話